

財団法人地域創造

事業名		分野	助成対象者					会場	助成措置			
			地方公共団体		指定管理者		地域創造が認めた公益法人		実行委員会等	助成率	助成額の上限 ※上限額は、1年ごと1団体ごとの金額	助成期間
			都道府県	市区町村	地方公共団体が1/2以上出資している公益法人	左記以外						
地域の文化・芸術活動支援事業※1	創造事業	音楽			○	注)地方公共団体の予算を経由して間接的に助成	○		1/2以内	1,000万円	3年以内	
	連携事業	演劇				【申請者】			原則として、当該申請団体の区域内に所在する公立文化施設	2/3以内	500万円 ※経費4,500万円以上の場合最大1,000万円 ※連携事業全体で3,000万円 (連絡調整事業)	1年間
		ダンス				地方公共団体	出資者である地方公共団体の長の副申書を添付					
		伝統芸能	○	○		設置者である地方公共団体の長の副申書を添付						
	美術等									100万円 (連絡調整事業)	2年以内	
	単独事業								2/3以内	500万円 ※経費4,500万円以上の場合最大1,000万円	1年間 翌年度の継続助成可能	

											※継続事業は上記の1/2	
研修事業									1/2以内	200万円	1年間	
芸術提供・共催事業※2	音楽			○			○	注)	同上	1/2以内	音楽分野:1,000万円 ※経費4,500万円以上の場合最大1,500万	1年間
	演劇							【申請者】			演劇・ダンス分野:500万円	
	ダンス	○	○	設置者である地方公共団体の長の副申書を添付	×	出資者である地方公共団体の長の副申書を添付	地方公共団体	伝統芸能分野:1,000万				
	伝統芸能						特定の公益法人	【助成対象経費】実行委員会等の経費				
地域伝統芸能等保存事業※3	映像記録保存事業		×	○	×	×	×	×		8/10以内	320万円	1年間
	都道府県フェスティバル事業	伝統芸能等	※都道府県のみ	×	×	×	×	注) 【申請者】都道府県 【助成対象経費】実行委員会等の経費	原則として、当該申請団体の区域内に所在する公立文化施設		400万円	

※ 照会は、例年8月上旬から10月上旬

※1 地域の文化・芸術活動支援事業

【創造事業】連続的・長期的なビジョンをもち、事業の運営に顕著な工夫のみられる事業について、3年間を限度として継続的な支援を行うもの。【連携事業】3以上の地方公共団体等が連携し、効率的な運営を目指して共同で行う事業を支援するもの。【単独事業】地方公共団体などが単独で企画・制作する事業の中から、地域の人々が何らかの形で参画するなど、特に地域との関係づくりを考慮して支援するもの。【研修事業】地方公共団体が自ら企画・制作する芸術文化環境づくりに関わる研修事業を支援するもの。

※2 芸術提供・共催事業

地方公共団体等が主催する地域のニーズを踏まえた質の高い音楽、演劇、伝統芸能等の公演の企画・提供に関する事業について、地域創造が共催することでより効果的な事業の運営を図ろうとするもの。

※3 地域伝統芸能等保存事業

【映像記録保存事業】各地域の失われつつあり、かつ、記録の少ない地域の伝統芸能等(祭り、伝説、神話、民話、伝統芸能、伝統技能、習俗等)を映像に記録・保存する事業を財政的に支援するもの。

【都道府県フェスティバル事業】各地域に伝わる伝統芸能等(祭り、伝説、神話、民話、伝統芸能、伝統技能、習俗等)についての住民の関心を高めるために、都道府県等が実施するフェスティバル(地域伝統芸能等の紹介・発表、シンポジウム等)を財政的に支援する